

速度取締り指針

令和7年10月
浜松東警察署

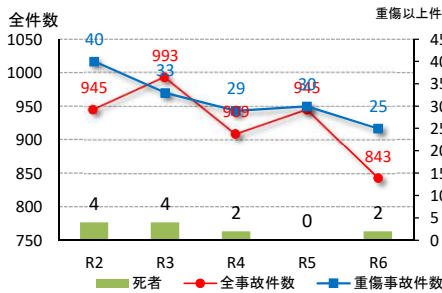
浜松東警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
浜松環状線	9:00～24:00	北島町から貴平町までの間	60km/h
国道152号	0:00～18:00	宮竹町から中野町までの間	50km/h

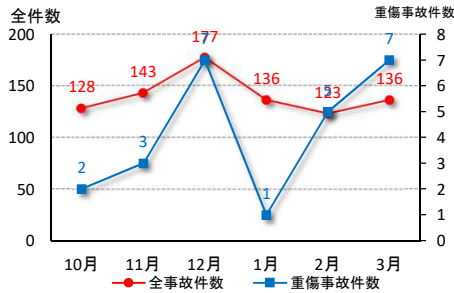
※重点路線以外の場所、時間帯であっても取締りを実施しています

管内の交通事故発生状況

過去5年における発生状況(各年度下半期)



前年度下半期の月別事故発生状況

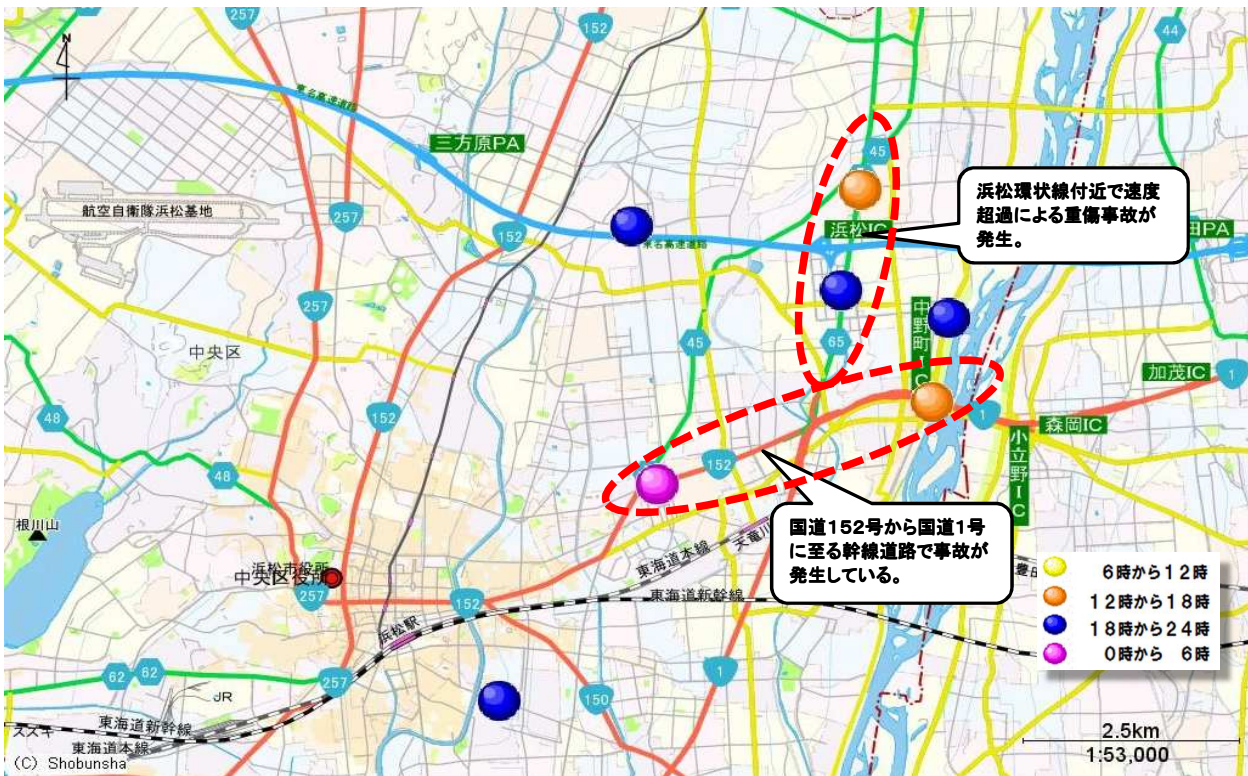


前年度下半期における交通事故発生状況

	前年度下半期	前年比
件数	843	-102
うち重傷以上事故	27	-3
死者	2	2
負傷者	1,063	-155
うち重傷者	28	-4

事故起因者直前速度50km/h以上の死亡または重傷交通事故発生状況(高速道路を除く)

過去5年の状況



その他取締りの要点等

○国道152号から国道1号につながる幹線道路において、速度超過に起因する重傷交通事故が発生していることから、同路線及びその周辺での時間を定めない速度取り締まりを実施するとともに、昼夜分かつためレッドパトロールによりドライバーの注意喚起を図り、重大事故の発生を抑止します。

○周辺に倉庫・物流基地等が多く所在する浜松環状線においては、トラック等の大型車両が多く通行しており、それらの車両の速度超過は重大な交通事故を招く危険性が高いことから、同路線を含む周辺道路において、パトカー、白バイによる積極的な速度取り締まりを実施するとともに、レッドパトロールによる注意喚起を図り、重大事故の抑止を図ります。